

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会
支える会居宅介護事業所
平成26年度 事業報告書

1. 事業の実施方針

現在、加速する高齢化の中で介護等の支援の必要性は益々高くなっている。

・ その中で、本事業所は重症心身障害児者の支援を中心に事業を実施してきたノウハウを元に、その障害児者の介護等に長年携わってきた御両親が直面する介護等のニーズに対して、きめ細かに対応できる支援を実施していきたい。

事業の実施にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとし、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

また、利用者の所在する地域の居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

2. 事業の実施に関する事項

イ) 介護保険法に規定される訪問介護を、下記業務を通じて適切に実施する。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事

ロ) 営業時間等：年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日（24時間）

ハ) 主な活動地域：大阪市阿倍野区、東住吉区、住吉区、平野区、天王寺区
浪速区、西成区、住之江区

二) 利用者（平成27年3月現在） 2名（阿倍野区）

ホ) 職員体制

管理者—1名(兼務)

サービス提供責任者—1名（常勤）

事務職員—1名（非常勤）

ヘルパー—4名（常勤2名、非常勤2名）

3. 研修等に関する事項

イ) ヘルパー業務の資質向上のための研修会を定期的を開催する。（法人内事業所合同実施）

事業所内研修

①人権研修（虐待防止） 平成27年3月

ロ) 情報交換及び資質向上のための会議（月1回程度）（法人内事業所合同実施）

① ケース検討会議

② 担当連絡調整会議

③ スタッフ会議（月1回）

4. その他

・定期健康診断

継続的に勤務するヘルパー全員への検診の実施（未実施：次年度6月実施）